改正前国共済法第八十九条の二第一項	
遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
退職共済年金等のいずれか	旧職域加算退職給付
ときは、又は同条第二項第一号ロに掲げる金額が同号イに定める金額を上回るときは、それぞれ	ときは、
金額又は同条第二項第二号に定める金額	金額
遺族共済年金が公務等による遺族共済年金	旧職域加算遺族給付が公務等による旧職域加算遺族給付
改正前国共済法第八十九条の二第三項	
前二項	第一項
第一項中	同項中
遺族共済年金（「前条第一項第二号」とあるのは「前条第一項第一号」と、「遺族共済年金」とあるのは「旧職域加算遺族給付	旧職域加算遺族給付（「遺族共済年金」とあるのは「旧職域加算遺族給付」と、前項中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第一項第一号」と、「遺族共済年金は、」とあるのは「遺族共済年金（同条第四項の規定の適用がある場合を含む。）は、」と、同条第三項の規定の適用がある場合を含む。）は、前条第一項第二号」とあるのは「前条第一項第一号」と、「遺族共済年金は、」とあるのは「遺族共済年金（同条第四